

令和 5 年 5 月 22 日

令和 5 年度栃木県議会  
第 394 回臨時会議議案(1)

令和5年度栃木県議会 第394回臨時会議議案（1）目次

第1号議案	令和5年度栃木県一般会計補正予算（第1号） .....	3
-------	-----------------------------	---

## 第1号議案

### 令和5年度栃木県一般会計補正予算（第1号）

令和5年度栃木県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,371,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ988,971,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

**第2条** 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年5月22日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		124,484,049	9,389,042	133,873,091
	1 国庫負担金	45,040,512	145,570	45,186,082
	2 国庫補助金	78,276,677	9,243,472	87,520,149
12 繰入金		24,948,009	262,483	25,210,492
	2 基金繰入金	24,807,767	262,483	25,070,250
13 繰越金		1,000,000	640,785	1,640,785
	1 繰越金	1,000,000	640,785	1,640,785
15 県債		70,600,000	79,000	70,679,000
	1 県債	70,600,000	79,000	70,679,000
歳 入 合 計		<b>978,600,000</b>	<b>10,371,310</b>	<b>988,971,310</b>

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		41,691,448	421,000	42,112,448
	2 企 画 費	5,304,431	421,000	5,725,431
3 民 生 費		113,623,329	1,368,796	114,992,125
	1 社 会 福 祉 費	66,849,941	1,018,915	67,868,856
	2 児 童 福 祉 費	40,512,154	348,491	40,860,645
	3 生 活 保 護 費	3,813,940	1,390	3,815,330
4 衛 生 費		93,387,123	4,608,220	97,995,343
	1 公 衆 衛 生 費	47,517,251	3,242,677	50,759,928
	2 環 境 衛 生 費	2,589,029	595	2,589,624
	4 医 薬 費	34,024,090	984,948	35,009,038
	6 環 境 対 策 費	2,818,308	380,000	3,198,308
6 農 林 水 産 業 費		38,027,464	1,913,742	39,941,206
	1 農 業 費	10,872,438	386,808	11,259,246
	2 畜 産 業 費	3,787,356	1,411,027	5,198,383

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 農地費	10,911,456	100,000	11,011,456
	5 水産業費	738,197	15,907	754,104
7 商工費		172,637,363	2,018,092	174,655,455
	1 商工費	171,156,864	2,018,092	173,174,956
10 教育費		179,581,933	41,460	179,623,393
	1 教育総務費	24,482,583	30,391	24,512,974
	7 保健体育費	5,145,068	11,069	5,156,137
歳出	合計	<b>978,600,000</b>	<b>10,371,310</b>	<b>988,971,310</b>

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	977,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,056,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。